

令和8年1月1日から

「たき火」を行う際の届出



が必要となりました。

「たき火」の届出について

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国の検討会で検討された結果を踏まえ、旭川市では火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から、屋外で「たき火」を行う場合は「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為の届出書」による届出が必要となりました。

届出が必要な「たき火」とは？

※個人で行うもの（業として行うものは除く）は、該当しません。

- 農業や林業を営むために行われる「畦（あぜ）焼きなどの野焼き」、「わらや伐採下枝の焼却」
- 薪（たきぎ）を使用して直火又は焼台等の器具を使用して行う「たき火」や「調理」、「キャンプファイヤー」
- 宗教上の行事を行うための「どんど焼き」、「お焚き上げ」

・・・など、屋外において炎や煙があがるものが該当します。

※木炭やカセットコンロを使用した調理は、火災と見まちがうような炎や煙があがらないため、たき火には該当しません。

事前に届出が必要です！

「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為の届出書」により、事前に届出が必要です！（旭川市火災予防条例第61条）

※申請・届出様式出力ページ（予防課HPに遷移します。こちらから、様式ダウンロードができ、電子申請も可能です。）
→<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/557/559/p0078141.html>

スマートフォンでの届出はこちら



専用フォームに必要事項を入力し、届出ができます。

注意事項

この届出をすることにより、林野火災警報等による火の使用の禁止等が免除されるわけではありません。また、他の法令に基づく焼却行為の全てが許可されるわけでもありません。

気象状況等により危険と判断される場合や、煙、異臭等による苦情が寄せられた場合、煙等による交通障害が認められる場合などは、消防のほか、警察や環境部局等の関係機関が対応する場合があります。

※野外焼却の禁止（環境部環境指導課廃棄物指導係のHPに遷移します。）
→<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/294/296/p002907.html>

「たき火」の届出に関する詳細はこちらから（予防課HP）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/311/314/d083238.html>



旭川市消防本部予防課 TEL0166-74-3584

